

令和4年6月6日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第2回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 5 6 号 令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 5 7 号 令和 4 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 5 8 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
- 議案第 5 9 号 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 報告第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 2 号））
－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
- 報告第 1 6 号 繰越明許費繰越計算書について
（令和 3 年度杵築市一般会計）
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －
- 報告第 1 7 号 繰越計算書について
（令和 3 年度杵築市水道事業会計）
－ 議 案 書 12 ペ ー ジ －

報告第18号 繰越計算書について

(令和3年度杵築市下水道事業会計)

－ 議案書 14 ページ －

報告第19号 専決処分の報告について

－ 議案書 16 ページ －

議案第 5 8 号

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

防災会議委員	日額	4,500円
--------	----	--------

」を

「

防災会議委員	学識経験者 委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円

」に、

「水道事業審議会委員」を「上下水道事業審議会委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第59号

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

杵築市特定公共賃貸住宅条例（平成17年杵築市条例第172号）の一部を次のように改正する。

別表下原団地の項を次のように改める。

下原団地	杵築市大字南杵築1683番地	給湯設備が深夜電力仕様のもの 46,180円
		給湯設備がガス仕様のもの 44,180円

別表若宮第2団地の項家賃月額欄中「53,880円」を「52,180円」に改め、同表俣水第2団地の項家賃月額欄中「30,880円」を「28,680円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和4年度杵築市一般会計補正予算（第2号）・・・別冊

報告第16号

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度杵築市一般会計予算のうち、令和4年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳			一般財源
						既 特 定 財 源	入 国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
2.	3.	戸籍住民登録費	3,580,000	1,524,000			1,523,000		1,000
2.	5.	統計調査費	71,191,000	71,191,000			51,555,000		19,636,000
3.	1.	社会福祉費	546,422,000	148,410,000			148,409,000		1,000
3.	2.	児童福祉費	1,504,000	1,504,000			1,503,000		1,000
5.	1.	農業費	1,200,000	1,200,000		120,000	828,000		252,000
5.	3.	水産業費	12,284,000	12,284,000		35,000	8,599,000	1,500,000	2,150,000
6.	1.	商工費	78,311,000	78,311,000			77,256,000		1,055,000

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳			一 般 財 源
						入 源	国 県 支 出 金	未 収 入 特 定 財 源	
7.	2.	道路橋梁費	66,272,000	63,587,000		35,960,000	27,600,000		27,000
7.	2.	道路橋梁費	34,320,000	33,976,000	27,821	17,458,000	16,400,000		90,179
7.	2.	道路橋梁費	9,458,000	8,702,000		4,459,000	4,200,000		43,000
7.	2.	道路橋梁費	2,801,000	2,389,000		1,223,000	1,100,000		66,000
7.	2.	道路橋梁費	109,011,000	15,782,000	32,112	8,916,000	6,800,000		33,888
7.	3.	河川費	4,230,000	4,230,000	423,000	3,620,000	100,000		87,000
7.	6.	都市計画費	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000

令和3年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳				一 般 財 源
						入 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9.	2.	小学校費 感染症対策等支援事業 (小学校)	9,450,000	9,450,000			4,725,000			4,725,000
9.	3.	中学校費 感染症対策等支援事業 (中学校)	3,150,000	3,150,000			1,575,000			1,575,000
10.	1.	農林水産業施設 災害復旧費 耕地災害復旧事業 (現年補助分)	62,761,000	45,780,000	813,234		38,974,000	1,100,000		4,892,766
10.	2.	公共土木施設災 害復旧費 公共土木災害復旧事業 (現年補助分)	67,930,000	41,511,000			16,901,000	9,700,000		14,910,000
一 般 会 計 合 計			1,085,375,000	544,481,000	1,451,167		424,234,000	68,500,000	0	50,295,833

報告第17号

繰越計算書について

令和3年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和4年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

令和3年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金		
1.	資本的支出 建設改良費	大久ポンプ室施設工事	22,660,000	0	22,660,000	0	0	22,660,000	0	取水施設での 水質試験結果 において色度 を改善する施 設を追加する 必要が生じた ため。
1.	資本的支出 建設改良費	中平久保畑線配水管布設 替工事	7,260,000	0	7,260,000	0	0	7,260,000	0	地元の協議に 不測の時間を 要したため。
		水道事業会計 合計	29,920,000	0	29,920,000	0	0	29,920,000	0	

報告第18号

繰越計算書について

令和3年度杵築市下水道事業会計予算のうち、令和4年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永 松 悟

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

杵築市長 永松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料105,875円及びレッカー代32,450円を支払う。

